平成２３年（フ）第２５４号
富山市向新庄町２丁目14―10　杉田荘３号、住民票上の住所岐阜県高山市片野町６丁目432番地１　田畑住宅10号
債務者　谷口　英章
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１５号
大阪市平野区喜連１丁目４番10号
債務者　福井　明雄
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５５５号
大阪市城東区蒲生２丁目６番７―206号
債務者　神部　選子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６０６号
大阪市北区長柄西１丁目３番20―303号
債務者　秦　　一貴
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６６号
大阪市平野区平野南２丁目９番20号　スカイフィールドＢ201
債務者　川口　康子（旧姓金村）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４２号
大阪市城東区蒲生２丁目７番12号　グランドピア第２京橋２－Ｃ
債務者　西陽子こと　金　　陽子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４６号
大阪府枚方市中宮西之町14番32号
債務者　おもちゃ村こと　樋口　博昭
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５０号
大阪市大正区三軒家東１丁目18番４号　ハレクラニーヤハタ302号
債務者　髙岡　九一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４５号
大阪府東大阪市長田２丁目18番１号　101号
債務者　前田満枝子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４６号
大阪府東大阪市長田２丁目18番１号　101号
債務者　前田　茂美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３６号
大阪市生野区小路東３丁目７番２号
債務者　廣嶋こと　鄭　　成光
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４３号
大阪市旭区高殿６丁目10番18号
債務者　中村　慎一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０４号
大阪市西区九条南２丁目６番10―308号、住民票上の住所大阪市港区南市岡１丁目11番32号富田荘６号
債務者　濱田　幸宏
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―201号
債務者　南　　知子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９９号
大阪市鶴見区鶴見５丁目５番16―706号
債務者　藤本佳里奈（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目５番８―509号
債務者　菅　　竜司
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４１１号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ25―305号
債務者　島谷　　潤
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部